

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 2 年 6 月 5 日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K03070

研究課題名(和文) 近世初頭期の農民住宅の実像に関する研究

研究課題名(英文) Real image of a farmer's house in the early modern period

研究代表者

木島 孝之 (KIJIMA, Takashi)

九州大学・人間環境学研究院・助教

研究者番号：20304850

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文)：『寛永十年肥後藩人畜改帳』、寛永21年の河内国・備中国、正保・承応の信濃国の「家数人数改帳」を分析に即した形にデータベース化し、これを基調資料にして考古遺物や江戸後期の現存住居等を勘案し、近世初頭期の農民住宅像を多岐にわたって考察、推定した。そして、村落内での階層性と別棟型座敷・別棟型持仏堂の所持及び住居規模との関係性、別棟型座敷所持の意味、四ツ間取り・六ツ間取り平面・一棟大棟型住居の形成過程、農民住居の地域性の萌芽などについて、その要因を含め新たな見解を提示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

農民住居研究において『寛永十年肥後藩人畜改帳』、寛永21年の河内国・備中国、正保・承応の信濃国の「家数人数改帳」は既に昭和30～40年代に注目され、活用された資料であるが、その後、これらを活用した研究は農民住居研究の激減も手伝って、目立ったものはみられない。しかし、データベースがなかった当時の環境下ではデータ整理と分析に多大な苦勞が必要であり、大変興味深い情報でありながらも抽出・分析されていないものが散見される。本研究では、既に活用し尽くされたと思われる資料の再吟味の重要性を提示した点に学術的意義があると考えられる。

研究成果の概要(英文)："Kanei Ten Years Higo Clan Livestock Reform", Kawachi country / Bichinese "House number change book" in 21st year, Shinano country's "House number change book" in Shoho / Hosei period I made it into a database. Using this as a key material, we considered and estimated the image of peasant housing in the early early modern period in a wide variety of ways, considering archaeological remains and existing residences in the late Edo period. And, (1) the relationship between the hierarchical structure in the village and the possession of the separate-floor parlor and the separate-floor Buddhist temple, and the size of the residence, (2) the meaning of the separate-floor parlor possession, (3) the four-floor / six-floor plan and the one-floor plan. New views were presented, including the factors involved in the housing formation process and (4) the emergence of the regional characteristics of farmer housing.

研究分野：日本建築史

キーワード：農民 住居 民家 寛永 人畜改帳 近世 土豪 江戸

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

近世初頭期の農民住居の姿については、箱木家住宅の床下出土遺構や現存古民家の中で最古の様態を留めているとされる古井家住宅・阪田家住宅等の実例、『寛永十年肥後藩人畜改帳』等の「家数人数改帳」関係の文献史料の分析を通して推測が行われてきた。しかしながら、その実態は未だ殆ど不明に近い状態にあるといってもよい。その理由には、資料が極端に乏しいという根本的な限界がある。ただ、それ以外にも考古学、文献史学、建築史学の各分野を横断する学際的な研究視点が乏しかったことや、基礎史料となる「家数人数改帳」の分析方法と解釈が不十分だった点が少なからず影響しているように思われる。例えば肥後国の場合、『寛永十年肥後藩人畜改帳』から容易に読み取れるはずの身分的・経済的階層差と主屋建物(本屋+釜屋)の形態に関する注目すべき実態、即ち、(1)主屋の平面規模・形態には身分的・経済的階層差が殆ど投影されず、目立った差異がみられない点や、(2)「別棟型座敷」・「別棟型持仏堂」の所持が村落内最上級者層とは限らない点が注目されないまま、主屋の平面規模・形態の少しの差異を「庄屋」身分の有無や経済的階層差、威信材の問題に直接的に結び付ける理解に止まっている。

2. 研究の目的

そこで、近世初頭期の農民住居の研究で活用されてきた史資料(『寛永十年肥後藩人畜改帳』のほか「家数人数改帳」関係史料及び考古遺物・遺構と現存住居)の再分析を通して、当期農民住居の実態の一端を探る。具体的には、村落内での階層性と「別棟型座敷」・「別棟型持仏堂」の所持及び住居規模との関係性、「別棟型座敷」所持の意味、四ツ間取・六ツ間取平面・一棟大棟型住居の形成過程、農民住居の地域性の萌芽などについて、その要因を含め、新たな見解を提示する。

3. 研究の方法

分析に使用した文献史料は以下のものである。

『寛永十年肥後藩人畜改帳』(合志郡、玉名郡、豊後国大分郡)、『寛永十年(肥後国)芦北郡人畜改帳』、寛永21年『河州丹北郡之内更池村家数人数万改帳』、寛永21年『河州古市郡之内碓井村人数之帳』、寛永21年『河州若江郡内若江村人数家数万改帳』、寛永21年『河州石川郡之内富田林家数人数万改帳』、寛永21年『備中国川上郡之内三沢村家数人数牛馬改帳』、正保2年『信州下伊那之内小河村持高・持家・家内等改帳』、正保2年『(信州)島立組之内下波多村屋帳付覚』、慶安2年『大町家帳人数牛馬之控』、慶安3年『大町組松崎村家帳宗旨人数御改之帳』、慶安3年『大町組千国村家帳宗旨人数御改之帳』、慶安3年『大町組宮本村家帳宗旨人数御改之帳』、慶安3年2月26日『曾根原村石高人馬数家帳』、承応3年『野沢之内原村家別人別帳』、承応3年『八那池村・松原村家別人別帳』慶長9年~13年『肥後国検地帳』

これらの分析に当たって先ず、用い易い形を考慮しながら1筆毎の記載情報をデータベース化した。これを基本資料にして、現存の農民住居(現存物は18世紀以降のものという資料的限界を包摂するが)や考古遺物・遺構(箱木家住宅、伊藤家住宅前身建物、工藤家住宅前身建物)から得られる情報を勘案しつつ分析・考察を行い、近世初頭期の農民住宅像を推定した。

4. 研究成果

上掲の文献史料からA2・A3版のエクセル表(130頁)のデータベースを作成し、これを基本資料に分析・考察を行い、新たな見解を提示した。その中から、主要なものの要旨を挙げる。

(1) 肥後国では、村内の階層差が屋敷主の本屋・釜屋の規模に顕著に反映されない傾向がある

庄屋や請高上位者の屋敷では主屋の規模が相対的に大きいという傾向は、いうまでもなく普遍的現象である。実際、請高が判明する河内国更池村・碓井村・若江村、備中国三沢村、信濃国小河村・下波多村・千国村・宮本村・曾根原村の様子からも確認できる。

一方、肥後国では様相が異なる。同国の寛永10年人畜改帳では本屋と釜屋が分棟の記載で、本屋の次に釜屋を記す(一対で記す)形式からみて、本屋と釜屋の形式は平行二棟型、分棟鍵屋型、分棟直屋型の何れかと考えられる。同国の特徴的形式に平行二棟型(目違形式も含む)があることに鑑みると、多くがこの型ではないかと思われる。屋敷主・名子の本屋及び釜屋の規模は共に2間×5間、2間×4間、2間×3間の3タイプが支配的で、本屋と釜屋の規模の差は、ほぼ同等か、又は釜屋の方が少し小さい。そして階層差に関係なく、梁行が2間か2間半の狭小幅の本屋・釜屋が数的に殆どを占めるため、桁行の長さが1間、2間ほど長くても、標準的な規模のもの(2間×4間、2間×5間)との間に大きな差を生むまでには至らない。庄屋や請高40石以上の上位層であっても、屋敷主の本屋・釜屋の規模がさほど差別化されていないものが、かなり目立つ。高80石~160石に及ぶ小土豪的クラスでも同様である。つまり肥後国では、屋敷主の主屋の規模に階層差がさほど明瞭に投影されないという傾向がある。これは、農業生産と日常実生活に直接関係しないものには関心が向かない。ゆえに本屋建屋は別に小さくても構わないという、戦国期の実質主義的な伝統的意識の残存を窺わせる。この視点からみると、他国の近世初頭期の大型住居についても、階層差の「威信」を直接的に示すためのものかどうか再考の余地がある。

肥後国の農民住居の主屋(本屋+釜屋)の面積は一見、河内国・信濃国の大人数の屋敷の主屋に比べて狭小な印象を受ける。しかし、住居全体の規模で見れば、実はそうでもない。肥後国の農民住居では、屋敷主の主屋に付属して、親・兄弟・名子・作子・下人などの同屋敷地内居住者が別棟の居住建屋を構えるのが地域の特徴であり、彼らの居住建屋(名子家、下人部屋、親家、部屋、子部屋、兄弟家、おち・姥家等)を合算すると、河内国・信濃国の大型の主屋と遜色ない規模に

なる。実際、庄屋・肝煎や高40石以上で世帯人数が多い屋敷を俯瞰すると、居住関係建屋の延面積が40坪(4間×10間、5間×8間相当)を越すものが目立ち、80~100坪以上も散見される。

(2) 名子家の規模と名子の存在形態の多様性

肥後国では、釜屋の所持率は階層差と相関する。これは名子の自立性の低さの投影と考えられる。但し僅かながら、名子住居の規模が屋敷主を凌ぐ例もみられる。これには、名子の存在形態の多様性が考えられる。例えば、経済的には零細農民ではないが戦国期土豪から帰農した屋敷主との旧来の被官関係を踏襲している、村側による余剰生産の内部留保策などが推察される。

(3) 村内の階層性による主屋の仕様の差異の存在。「別棟型座敷」の建築的峻別意識の存在

慶長12年『肥後国検地帳』の玉名郡川上村・中尾村、正保2年の信濃国小河村には、「下ノ家」「中ノ家」「上ノ家」の記載がみられる。この記載は、帳の記載内容に照らすと、建設時期の新旧関係による技術的工法や意匠の差異というよりも、生産力や村内身分序列の差異に整合しそうである。これに鑑みると、肥後国を含め、主屋の仕様(規模を除く)には階層差が投影されていた可能性が高い。但し、区分の基準(構造や材質、加工形状等の区分が否かなど)は不明である。

信濃国原村の主屋と「別棟型座敷」の柱立て方式に鑑みると、農民住居での礎石建の導入は、「別棟型座敷」の方が主屋に先行するようである。原村での「別棟型座敷」の所持は計5軒で、内4棟が板葺である点と、同国松原村で唯一の「別棟型座敷」が板葺である点が注目される。この原村・松原村の「別棟型座敷」5棟は何れも礎石建である。板葺の用材と仕上げの仕様具合は不明であるが、書院造りの建築文化への憧憬なのか、礎石建・板葺スタイルの建物を高級視する意識が窺える。但し、茅葺に対して板葺(柿葺は除く)そのものを上級視する意識は窺えない。

信濃国千国村の主屋(8間×9間)にみられる「板屋」の表記と、現存の信濃国の本棟造りの屋根が板葺である点に着目すると、17世紀前期の段階で巨大な梁行の住居では、棟高を抑える目的から、板葺を意図的に選択する場合があった可能性が考えられる。但し、同国大町の巨大梁行の住居(11間×10間、10間×16間ほか4棟)の屋根材の表記がないため、推断は難しい。

(4) 畿内大都市近郊の都市部 富田林村での瓦葺建物の普及

河内国富田林村では全288軒の内、主屋の瓦葺は5軒で、内1軒は庄屋会所、4軒は上級層と思われる。そして、貸家層での瓦葺は皆無である。この点に鑑みると、主屋の瓦葺は生産力や村内身分的序列の差異をある程度投影したものと考えられる。但し、年寄家9軒(何れも高持)の内、8軒の主屋が藁葺である点と、総軒数に対する瓦葺主屋の比率が1.74%に止まる点からみて、寛永期晩期時点での主屋への瓦葺の普及は、大都市近郊都市のレベルでは、まだ端緒の段階であり、瓦葺主屋と生産力・村内身分的序列の指標としての意味の結び付きは、まだ明瞭な段階ではなかったと考えられる。また、大型主屋への瓦葺の導入には屋根重量への対策上、最上級領主と大寺社が持つ瓦葺大型建築の小屋組技術の被支配層への降下・流入が必要であるが、それが寛永晩期段階では、大都市近郊都市であってもまだ端緒の段階に止まっていた様子が窺える。

(5) 「本屋釜屋分棟型」住居の掘立から礎石建てへの変遷過程

『磯野寿延記』(肥前国養父郡対馬領の小庄屋の記録)の寛文・延宝・宝永の記載内容から、「本屋釜屋分棟型」住居では、本屋の方から先に礎石建が進化した様子が推察される。一棟型住居に対して「本屋釜屋分棟型」住居の場合、構造的に縁切りされているため、住居全体ではなく段階的な礎石建への変更が可能である。そして、この建替えの過程には、作業場と居間・寝間の機能分化が未発達で釜屋が屋外又は本屋の差掛けであった段階の空間的な序列意識の継承が窺える。

(6) 各地の民家類型の成立の萌芽期を、元和・寛永期頃まで遡及できる可能性

肥後国の屋敷主・名子住居の内、梁行が4間・5間・6間の大型建屋は僅か0.097%(7棟/7250棟)である。梁行3間・3間半の37棟を合わせても、梁行3間以上の比率は0.607%に止まる。つまり、梁行2間・2間半の小型建屋を基本単位とした「本屋釜屋分棟型」住居が支配的である。18世紀末~19世紀の肥後国の平行二棟型住居の本屋と釜屋の梁行は2間・2間半が主体であることから、『肥後藩人畜改帳』・『芦北郡人畜改帳』の「本屋釜屋分棟型」住居の一定量を平行二棟型とみてよいとすれば、改帳作成時には新築ばかりではなく築20~30年の建屋もあったと思われるから、平行二棟型住居の存在は慶長前期頃までは迎れるということになる。ならば、肥後国の平行二棟型の成立を寛永末期発布の三間梁家作制限と安易に結び付ける通説は成立しない。

また、芦北郡と玉名郡・合志郡の間には明白な差異もみられる。それは合志郡・玉名郡では本屋の梁行が3間以上の棟数が全体の0.36%(6棟/1635棟)であるのに対し、芦北郡は4.36%(52棟/1192棟)で、約12倍の比率差がある。梁行3間~4間・桁行5間~7間ほどの本屋に釜屋が一对で付く姿は、肥後地方の特色である平行二棟型というよりも、南九州型の「釜屋本屋分棟型住居」の方に親和性がある。つまり芦北郡は、肥後国・筑後国・肥前国・豊後国西部に広がる平行二棟型住居とその発展系の竈造り住居(直屋から発展した系統は除く)の文化圏に属しながらも、南九州型の文化圏をも一定量包含するのではないかと考えられる。実際、芦北郡は薩摩国出水郡・伊佐郡と国境を接する。南九州型の「釜屋本屋分棟型住居」の起源は他の地方の農民住居と同じく不明であるが、寛永10年『芦北郡人畜改帳』の中に南九州型の現存事例の平面形態と親和性を持つものが一定量存在するとすれば、南九州型の「釜屋本屋分棟型住居」の祖型の普及時期を慶長末頃から寛永初期頃まで遡らせることが可能になるのではないかと考える。

河内国では、梁行が4間又は5間で桁行が長い大型の主屋が碓井村で3棟、若江村で2棟、富田林村で21棟みられる。18世紀末~19世紀の河内国の大型農民住居・商家の特徴的形式に高塀造り(土間<釜屋>が落棟の直屋型住居)があり、これとの関係性が注目される。現存の高塀造りでは土間部が瓦葺、居屋部が茅葺のものがあり、防火目的から土間部が居屋部に先行して瓦葺化し

た様子が窺える。この部分的、段階的な瓦葺化は、土間部の小屋組が居屋部とは別構造であることが大きい。周知のとおり、本屋と土間<釜屋>が分棟の住居が九州地方だけでなく四国(高知県)、東海、関東、東北地方にも広範に存在した様子は、鈴木家住宅(静岡県浜松市)、望月家住宅(愛知県新庄市)、旧作田家住宅(千葉県九十九里町)、黒川家住宅(千葉県館山市)、旧太田家住宅(茨城県笠間市)、旧藤原家住宅(岩手県矢巾町)、旧工藤家住宅(岩手県紫波町)地下前前身建物などの例からも指摘されている。この様子に鑑みれば、高塀造りについても、その前身型は、釜屋と居屋が小屋組だけでなく柱・梁・桁の軸組も平面的に分離した、分棟直屋型だった可能性が推察される。上記の碓井村・若江村・富田林村の大型主屋が高塀造りに繋がるものであり、高塀造りの前身型についての推察が正しいとすれば、寛永晩期段階で本屋と釜屋が家数改帳に別個表記されない、つまり、分棟ではなく一棟複合化された現存のものに近い形の高塀造りが成立していたということになる。

信濃国小河村・波多村・大町・松崎村・千国村・松原村では、6間～11間の巨大な梁行を持つ主屋がみられる。特に大町の11間×10間、10間×16間、千国村の8間×9間、小河村の8間×8間は巨大である。18世紀中～19世紀の信濃国中部・南部の大型農民住居・商家では、特徴的形式に本棟造り(梁行が8間以上に及び緩勾配切妻屋根の妻入で、平面は正方形に近いものが多い)が知られており、これとの関係性が注目される。そして本棟造りの特徴の緩勾配屋根は技術上、板葺屋根と一対の関係にあるが、その点で千国村の8間×9間の「板や(家)」の表記が注目される。

(7) 農民住居で「一棟内機能分化型座敷」と「別棟型座敷」の意味を区別して扱う必要性

「一棟内機能分化型座敷」は、三間取平面(広間型と前座敷型に大別できる)の住居の表方の空間が機能分化又は差別化され、一棟内で間仕切られて発生したと考えられる。一方、「別棟型座敷」は、書院造りの「客殿」「広間」建屋の表方の空間を分離独立させて発生したと考えられる。

信濃国原村での「別棟型座敷」の所持は計5軒で、全て礎石建である。そして、同国松原村の礎石建は1棟のみで、それが「別棟型座敷」である。これらの点から、「別棟型座敷」は農民住居とは建築文化の源を異にする書院造りに由来する高級建築である故か、差別化・峻別化の意識が明瞭に窺える。そして、完成された異文化のパーツ(即ち、上流武家・公家の住宅の構成要素の一つである「別棟型座敷」)を既存文化(農民住居)に直輸入した際に、既存文化の骨格を温存したまま取って付けたように貼り付けるという対応は、旧族大名領の「亜流の織豊系城郭」における天守や枡形虎口などの導入の形態と類似する。また、原村の5軒、松原村の1軒の屋敷では、「別棟型座敷」が主屋を差し置いて礎石建である(前述)。これらの屋敷の主屋に「一棟内機能分化型座敷」があったのか否かは不明であるが、「別棟型座敷」が「一棟内機能分化型座敷」とは発生系の系譜を異にする格式的に上位のものとして捉えられていた様子を窺わせる。

合志郡・玉名郡での「別棟型座敷」の所持は4.74%(78軒/1644軒)で、その87.18%に当たる68軒を庄屋が占める。そして芦北郡での「別棟型座敷」の所持は1.42%(17軒/1195軒)で、その70.59%に当たる12軒が庄屋・肝煎(庄屋10軒、肝煎2軒)である。合志郡・玉名郡と芦北郡では「別棟型座敷」の所持率に3倍以上の開きがあるが、これは海浜・山間地である芦北郡の生産力や上級層文化の吸収力(吸収意欲)の相対的な脆弱性に関係するものかとも思われる。但し、庄屋・肝煎の多くが「別棟型座敷」を所持するわけではない。合志郡・玉名郡では95軒の庄屋と15軒の肝煎が「別棟型座敷」を所持しておらず、庄屋・肝煎178軒(68軒+95軒+15軒)の内の61.80%(110軒/178軒)を占める。芦北郡でも27軒の庄屋と3軒の肝煎が所持しておらず、庄屋・肝煎40軒(30軒+10軒)の内の75.00%(30軒/40軒)を占める。また、合志郡で請高が100石を超す大規模庄屋9軒の内で「別棟型座敷」を所持するものは5軒に止まり、庄屋に匹敵又はそれを凌ぐ請高(80石～100石)を持つ大規模百姓11軒では「別棟型座敷」の所持は1軒もない。よって、「別棟型座敷」と庄屋・肝煎との相関関係は明瞭に窺えるものの、寛永期段階の肥後国では「別棟型座敷」の所持が庄屋・肝煎・富裕層の間で威信顯示及び身分指標の施設として意識され定着するには未だ程遠い状態であった様子が窺える。また、寺院以外での「別棟型座敷」の所持をみると、後に在郷町へ発展した町場的な集落内のものが目立つ。合志郡竹迫町、同郡大津町、芦北郡佐敷村・同村町分、同郡湯ノ町・陣内村・同村陣町・同村陣内、同郡湯ノ町である。以上から、寺院と庄屋層以外の階層による「別棟型座敷」の所持は、在郷町での本陣・御茶屋の機能と密接に関係していたのではないかと、つまり、農民側が武家身分に憧憬を抱いて所持したというよりも、むしろ、領主側の都合で本陣・御茶屋等の役家に指定された結果ではないかと思われる。

河内国碓井村と富田林村の上級者では梁行4間・4間半・5間、桁行9間～13間の大型の主屋がみられるが、「別棟型座敷」の所持はない。富田林村は、上級層の蔵屋で瓦葺がみられる点にも窺えるとおり、大坂近郊の商業的町場を成す文化先進地であり、最上級層では座敷の所持がある程度進んでいたと思われる。ならばその形式は、主屋内での「一棟内機能分化型座敷」となる。全国の本陣・御茶屋等を担う大型の農商家住居を俯瞰すると、主屋内の居住者の座敷とは別に上客用(領主御成を含む)の「別棟型座敷」を併設する例がみられる。碓井村・富田林村の大型の主屋は、その「前身型」の姿と思われる。但し、富田林村で「別棟型座敷」の所持が皆無の点は注目すべきで、文化的先進地であっても、「別棟型座敷」の所持が最上級町衆の間で威信顯示と身分指標の施設として意識され定着するには未だ程遠い状態だった様子が窺える。これは文化後進地帯とされる肥後国の最上級農民の様子と似ており、農商家の武家身分兼帯とそれに伴う儀礼関係施設の整備の問題を考えるうえで興味深い。なお、碓井村では、請高で上位3位を占める庄屋と肝煎2家が、その地位と経済規模に相応して、村内上位3位の規模の大型の主屋(5間×11間、4間×9間半、4間×9間)を持つ。しかし「別棟型座敷」の所持はない。一方、請高が11位で、肝煎5名の末席の屋敷主が、村内で唯一、「別棟型座敷」を所持する。富田林村のように「別

棟型座敷」の所持に対する村内最上級層の意識が未成熟だった可能性がある一方で、肝煎が村内有力者からのみでなく才覚者からも任命された点に鑑みれば、当該屋敷主が取り立てを受け、庄屋や他の肝煎以上に郡代役人等との特別な接触を持つ地位にあった可能性も考えられる。

(8) 肥後国では「別棟型持仏堂」の所持が目立つ

屋敷主の中で「別棟型持仏堂」の所持は、芦北郡で2.59% (31軒/1195軒)、合志郡・玉名郡で12.84% (210軒/1635軒)である。合志郡・玉名郡は芦北郡の約5倍の比率であるが、理由は不明である。村落内での「別棟型持仏堂」の所持は相対的に上位層に多いものの、庄屋や村落最上位層が主体を占めるというわけでもない。よって、「別棟型持仏堂」は、村落内での身分指標や威信装置というよりも、農民層全体での仏教信仰の高揚の関係で捉えるのが妥当と考えられる。

持仏堂の別の用途をみると、父母家・子供部屋など居室を兼ねるものがみられる。『一遍聖人絵伝』『筑前国武士の館』での「別棟型持仏堂」も居室機能を持っており(妻唐戸とは別に建屋の平側に半部戸と一対で出縁を持つ)、共通性がみられる。「筑前国武士の館」の「別棟型持仏堂」や琳阿弥邸本屋内の「一棟内型持仏堂」(これが「別棟型持仏堂」の先行形態か否かは不明)の印象からすると、持仏堂は公家・武家・寺社等の社会的上級層の象徴的、専売特許の文化施設のように思えるが、合志郡・玉名郡での「別棟型持仏堂」の所持率12.84%(「一棟内持仏堂」の有無は不明)に鑑みると、建屋の造作の程度や種別(別棟型か一棟内型か)を問わなければ、寛永初期までには一般農民層にも普及していたようである。ならば、農民間での仏教の浸透と信仰の熱意は、教義の理解の程は兎も角も、思いのほか深いものであり、後の寺請制度の定着において幕府・大名側の強権は無論のことながら、農民側にあっても制度受容の素地が既に形成されていたともいえる。

進化論的形式学の観点で捉えれば、「別棟型持仏堂」の源流は、「筑前国武士の館」のような「別棟型持仏堂」が上流層文化の降下・流入によって農民住居に直輸入されたものとみることできるが、その前身には、釜屋・牛屋・居間の機能が混在する一棟型農民住居において、仏教信仰の場を機能分化して琳阿弥邸主屋のような専用の一区画の「室」(即ち「仏間」)を求める指向の上昇が考えられる。そして釜屋機能の分棟化(「分棟型釜屋」の創出)に続いて、居間空間からの「別棟型持仏堂」・「別棟型座敷」へ至ったのではないかと考える。その後、肥後では、18世紀中頃から出現すると思われる大棟一棟型の大型農民住居の下で、「別棟型釜屋」・「別棟型座敷」と共に「分棟型持仏堂」も大棟一棟型の平面形式の中に統合整理・再編されたと考えられる。

肥後国での「別棟型持仏堂」と「別棟型座敷」の所持率をみると、「別棟型座敷」の所持率は合志郡・玉名郡で4.74%(前掲)、芦北郡で1.42%(前掲)に対して、「別棟型持仏堂」の所持率は合志郡・玉名郡で12.84%、芦北郡で2.59%であり、「別棟型座敷」に対する「別棟型持仏堂」の所持率は、合志郡・玉名郡で約2.7倍、芦北郡で約1.8倍である。また三郡ともに、「別棟型座敷」の所持は、農民側が武家身分に憧憬を抱いたというよりも、むしろ領主側から本陣・御茶屋の役家に指定された結果と思われる(前掲)。一方、三郡ともに「別棟型持仏堂」の所持は、庄屋や村内請高最上級層に限らず、広範な階層に亘る。このことから、公家・武家・寺社などの社会的上級層の文化である「別棟型持仏堂」・「別棟型座敷」の農村への降下・流入に際し、寛永初期段階までの農民は、「別棟型座敷」の所持にはさほど強い関心を示さなかったのに対し、「別棟型持仏堂」の所持には(居室機能を兼帯したものがあつたとはいえ)強い関心を示した様子が窺える。

四間取平面の創出の過程には経路が幾つかあるが、古井家住宅・〔初期〕箱木家住宅のような「前座敷三間取型」の系統からの発展形と考えられる山本家住宅(河内長野市)では、表方奥の「ざしき」に床ノ間がない。これは、「一棟内機能分化型座敷」の創出の当初段階で、まだ整った座敷飾りを導入する前の姿を残すものと考えられる。そして、村井家住宅(奈良県新庄町)では、六間取平面の座敷に該当する位置の部屋が「仏間」として使われており、これは当初の「一棟内機能分化型座敷」が仏間機能を兼帯していた様子を留めるものと思われる。また、古井家住宅と〔初期〕箱木家住宅では、「おもて」北面の仕切壁の幅1間分を調整板材の板壁とし、その壁芯を北側へ僅かながら後退させている。この形態は、「押板床」の前身の姿を彷彿させる。ここに仏教関係の書画を掛ければ、「おもて」は仏間の機能を果たす。山本家住宅にみられる創始期「ざしき」(床飾りを持たない)と、村井家住宅の「仏間」の位置、古井家住宅・〔初期〕箱木家住宅の「おもて」にみられる「押板床」の前身と思われる装置を勘案すると、創出期の「一棟内機能分化型座敷」の機能は、庄屋層のような武家接待(領主・郡代・給人やその代官役人への応対)を特段必要としない階層においては、接客以上に仏間(持仏堂)の性格を強く帯びていた可能性が考えられる。これは、寛永初期段階までの肥後国の農民が「別棟型持仏堂」の所持には比較的強い関心を示す一方、「別棟型座敷」の所持にはさほど積極的ではなかった様子(前掲)とも整合する。

(9) 四ツ間取・六ツ間取平面の成立過程

一般に、四ツ間取・六ツ間取平面の成立は三間取平面の機能分化で説明される。しかし、「別棟型座敷」や「角座敷」、別棟型の「寝屋」「局」などの分棟建屋の一般性に注目すると、これらの分棟建屋を「釜屋+居屋」形式の平行二棟型住居に並列的又は角屋型に付設 結合 複合整理した結果が、四ツ間取・六ツ間取平面に至るもう一つの系譜として存在したと考える。これについては、箱木家住宅の初期型(前座敷三ツ間取+「別棟型座敷」)から最終形態(大棟一棟化)への改造過程の様子や、旧田中賢次郎(熊本県山都町)のような平行三棟型住居の間取りが証左となる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 木島孝之
2. 発表標題 近世初頭期の農民住宅の実像に関する研究
3. 学会等名 城郭談話会
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----